

## 遠隔地勤務手当での非課税 優遇措置廃止とその影響について

昨年末、連邦政府はオーストラリアで働く外国人に対する遠隔地勤務手当（Living-Away-From-Home Allowance、以下 LAFHA）の非課税優遇措置を廃止する計画を発表しました。これは外国人エグゼクティブへ支払われているLAFHAの増加と悪用に対する懸念から、豪州国税局が実施したレビューの結果によるものです。改定は今年7月1日以降すべての新しい契約および既存の契約に対して適用される予定ですが、改定された場合、今まで日本から多くの駐在員を雇用し、LAFHAの優遇措置の恩恵を受けてきた日系企業と駐在員に対する影響は深刻であると思われます。

### 主要問題点

今回のLAFHA改定案は、「一時居住者への税務優遇措置であるLAFHAの不当な利用の広まりは当初意図していたところと異なるものであり、これはオーストラリア人に比べ一時居住者に不公平な利益が与えられている」という考えによるものです。

発表された改定案のもとでは、オーストラリアで働く一時居住者に雇用主から与えられる遠隔地勤務の恩恵は、手当として支給された場合には従業員の所得税申告に含めて課税され、企業が従業員の私費の立替や支払いとして提供された場合、FRINGE BENEFIT TAX<sup>1</sup>のもとで全額課税されることとなります。一時居住者の給与所得が現地従業員と同じように課税されるべきであるというのが政府の意図するところです。

当該改定案が施行された場合、オーストラリアのアジア太平洋地域における事業の競争性に多大な影響を及ぼすことが考えられ、また雇用需要の高い時期に外国から熟練労働者を雇用することが困難になる可能性があります。

オーストラリアの税率、家賃および生活費は香港、シンガポール、中国のような近隣諸国と比較して高いものとなっています。LAFHAの非課税枠廃止により雇用主は外国からの熟練労働者確保のために給与増額を検討する必要性に迫られるかもしれません。さらに給与税や労災保険のような項目にもコスト面での影響が出てくるでしょう。

なお、本来遠隔地勤務に関わる優遇措置は豪州国内の移動を支援するものであり、改定案にいくつか手が増えられているものの、国内間の移動に対する優遇措置を保護するための法案が限定的に含まれています。このため提案されている規定のもとでは、従業員は法定の金額を超える宿泊費用や食費に対するLAFHA費用の領収書などを保管する必要があります。領収書などを保管することで従業員が個人所得税申請の際に控除するか、あるいは、企業のFRINGE・ベネフィット税上非課税扱いとすることを認めています。

また、一時居住者は常時利用可能な家をオーストラリア国内に維持している場合にのみ遠隔地勤務に関する優遇措置の恩恵を受けることができます。例えば、外国人でフライイン・フライアウト（例えば鉱山関係に従事していてシドニーに自宅はあるが平日のみ鉱山で寝泊まりして週末はシドニーの自宅で家族と過ごしているような場合）の従業員に対して提供された宿泊施設（都市の宿泊施設は除く）は引き続きFRINGE・ベネフィット税で非課税として取り扱われます。これは歓迎すべき既得権条項ではあるものの、外国人従業員を雇用するオーストラリアの企業が被る大きな影響を相殺するものではありません。

豪州国内間や豪州国内から国外への異動者はLAFHAがFRINGE・ベネフィット税非課税ではなく、場合によっては税務上控除が可能であるかもしれませんが、各企業LAFHAが原則課税対象の手当てとして取り扱われることを認識し、適切に対応する必要があります。

<sup>1</sup>FRINGE・ベネフィット税—雇用主が従業員または従業員の関係者に提供した現金以外の給付（FRINGE・ベネフィット）に対して支払う税金

## 次のステップ

改定案発表に伴い、駐在員を抱えている日系企業には次のような対応が求められています。

- 現存のLAFHAの取り決めおよび駐在員との雇用契約の見直しを行い、LAFHA優遇措置の適用を受けていた部分が課税対象となった場合の賃金費用に対する潜在的影響を判断する。これは、駐在員の給与を「税務コスト均等処理方式」または「ネット保証方式」の方法により決定している場合には特に重要。
- 豪州国内間、あるいは豪州国内から国外へ異動する従業員に対する遠隔地勤務手当やベネフィットの取扱いについて、従業員が実際の宿泊費や食費に掛かる領収書を保管すること、そして一時滞在者がベースとなる場所に住居を維持しているか（フライイン・フライアウトの場合）を確認。
- 長期的ビジネス契約を交渉中の企業は、追加発生すると予想される賃金についても考慮の上交渉に臨むことが必要。利用が可能と思われる移行措置に対する取り組みについても検討する。

- リロケーションと僻地に関する税務上の優遇措置の利用を含むほかの可能な取り組みに関しても検討する。なお改定案は2012年7月1日に施行されることが提案されていますが、意見書の提出期限が2月上旬となっているため、2月後半から3月上旬以前に新しい情報は公表されないと予想されます。

## 短期滞在ビザに与える影響

上記LAFHAに関する事など、連邦政府や豪州国税局の最近の発表は、短期滞在者とそのビザが政府のコンプライアンス活動の新たな焦点となっていることを意味します。

各企業は豪州国税局の調査を最小限に抑えるために、駐在員の税務およびビザに関する法律遵守状況を確認し文書化を図ることが大切となります。同様に、優遇措置が廃止された場合、短期滞在従業員の中には、取得しているビザを永住権に変更することに魅力を感じる人が増えることも考えられ、その点も考慮が必要です。

また政府は引き続き歳入に焦点を当てており、昨年11月末、発表された「ミニ予算案」にはビザ申請費用体系の重大な変更を盛り込みました。これはビザ申請に掛かる手続費用を十分カバーするためであり、これにより今後、申請費用が増加します。

## 豪州国税局は短期滞在者を注視

豪州国税局が実施しているデータ照合プロジェクトでは、移民局が豪州国税局に短期滞在者の名前、住所およびその他の詳細を提供することができます。プロジェクトの対象となる短期滞在者には、スポンサーが付いているサブ・クラス457ビザ保持者、ワーキング・ホリデーおよび2008年7月から2011年3月までの間にビザを申請した学生が含まれます。短期ビジネス・ビザ(Business Visitor Visa)は含まれません。

豪州国税局は、主に所得税申告書の提出、税務登録、そして税金還付にかかる違反に注目していると思われます。これに加えて特に労働許可にかかるビザの条件に違反して豪州で働く学生に焦点を当てているようです。効果的なコンプライアンスと豪州出国前にビザ保持者から税金を徴収することがこのプロジェクトの主な狙いと思われます。

データ照合プロジェクトにより、豪州国税局が収集し共有する情報は今後、移民局による的を絞ったモニタリングと調査活動の基盤となることが予想されるため、重要な意味を持ちます。

各企業は税務当局の調査に先立ち社内において内部調査を行うことを検討すべきでしょう。各政府監督機関が協力体制を敷き、コンプライアンスと税収確保を目的として継続的な調査活動を行っているため、雇用者たちはそれに備える必要があります。

豪州国税局は不正行為をする人を標的としていますが、組織的なコンプライアンス活動と堅実な記録保持は駐在員に所得税申告などのサポートを提供しているすべての雇用者にとって、タイムリーな注意喚起といえます。

**Adelaide**

Ernst & Young Building  
121 King William Street  
Adelaide SA 5000  
Tel: +61 8 8417 1600  
Fax: +61 8 8417 1775

**Brisbane**

1 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000  
Tel: +61 7 3011 3333  
Fax: +61 7 3011 3100

**Canberra**

Ernst & Young House  
51 Allara Street  
Canberra ACT 2600  
Tel: +61 2 6267 3888  
Fax: +61 2 6246 1500

**Gold Coast**

12-14 Marine Parade  
Southport QLD 4215  
Tel: +61 7 5571 3000  
Fax: +61 7 5571 3033

**Melbourne**

Ernst & Young Building  
8 Exhibition Street  
Melbourne VIC 3000  
Tel: +61 3 9288 8000  
Fax: +61 3 8650 7777

**Perth**

Ernst & Young Building  
11 Mounts Bay Road  
Perth WA 6000  
Tel: +61 8 9429 2222  
Fax: +61 8 9429 2436

**Sydney**

Ernst & Young Centre  
680 George Street  
Sydney NSW 2000  
Tel: +61 2 9248 5555  
Fax: +61 2 9248 5959

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

**About Ernst & Young**

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 152,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

For more information about our organization, please visit [www.ey.com](http://www.ey.com).

© 2012 Ernst & Young, Australia. All rights reserved.

SCORE NO. AU00001286

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.